

## 速度取締り指針

### 坂井警察署の速度取締り重点

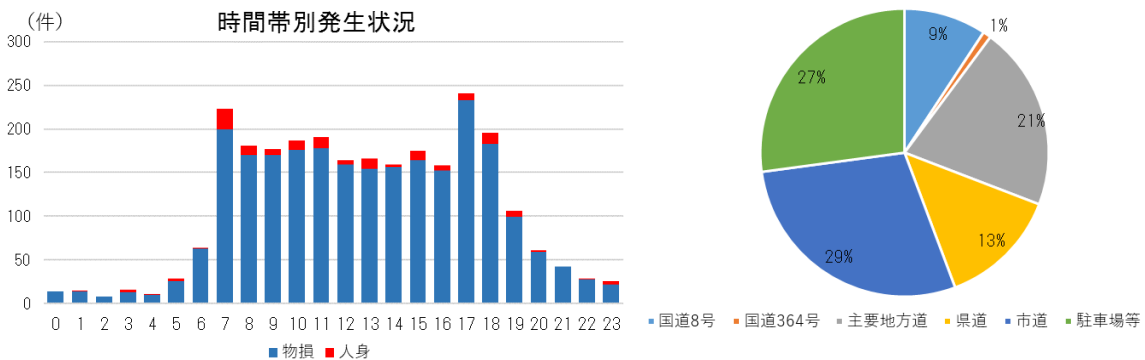
重点路線	重点時間帯	区間等	規制速度
主要地方道福井加賀線 (通称「芦原街道」)	午前7時から午前9時まで 午後4時から午後6時まで	管内区間	毎時50キロメートル 又は毎時40キロメートル
主要地方道 丸岡川西線	午前7時から午前9時まで 午後4時から午後6時まで	一本田交差点から 西長田交差点まで	毎時50キロメートル
県道 板倉高江線	午前7時から午前9時まで 午後4時から午後6時まで	全線	毎時40キロメートル

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施することがある。

### 坂井警察署の交通事故実態

#### 1 過去3年（令和元～3年）7～12月の交通事故発生状況

人身事故は144件発生し、死者1名、傷者169人（うち重傷者25人）であった。  
発生場所は国道8号の他幹線道路の発生が多く、時間帯は午前7時台、午後5時、午後6時台に多発した。



#### 2 令和4年上半期（1～5月）の交通事故発生状況

人身事故は35件発生し、死者ゼロ、傷者41人（うち重傷者4人）であった。  
発生場所は幹線道路での発生が多く、朝夕の通勤時間帯に多発した。  
物損事故は670件発生し、主に朝の通勤時間帯に多発した。

### その他の交通指導取締り重点

- 1 国道8号、嶺北縦貫道では、ながら運転等の漫然運転防止、同乗者の被害軽減を目的として、幹線道路を中心に、携帯電話使用、座席ベルト装着義務違反の取締りを強化します。
- 2 住宅街等では、交差点での児童、生徒、高齢者等の横断中の事故を防止するため、横断歩行者妨害違反、一時停止・信号無視等の交差点違反取締りを強化します。
- 3 飲酒運転、無免許運転等の悪質違反取締りを強化します。

